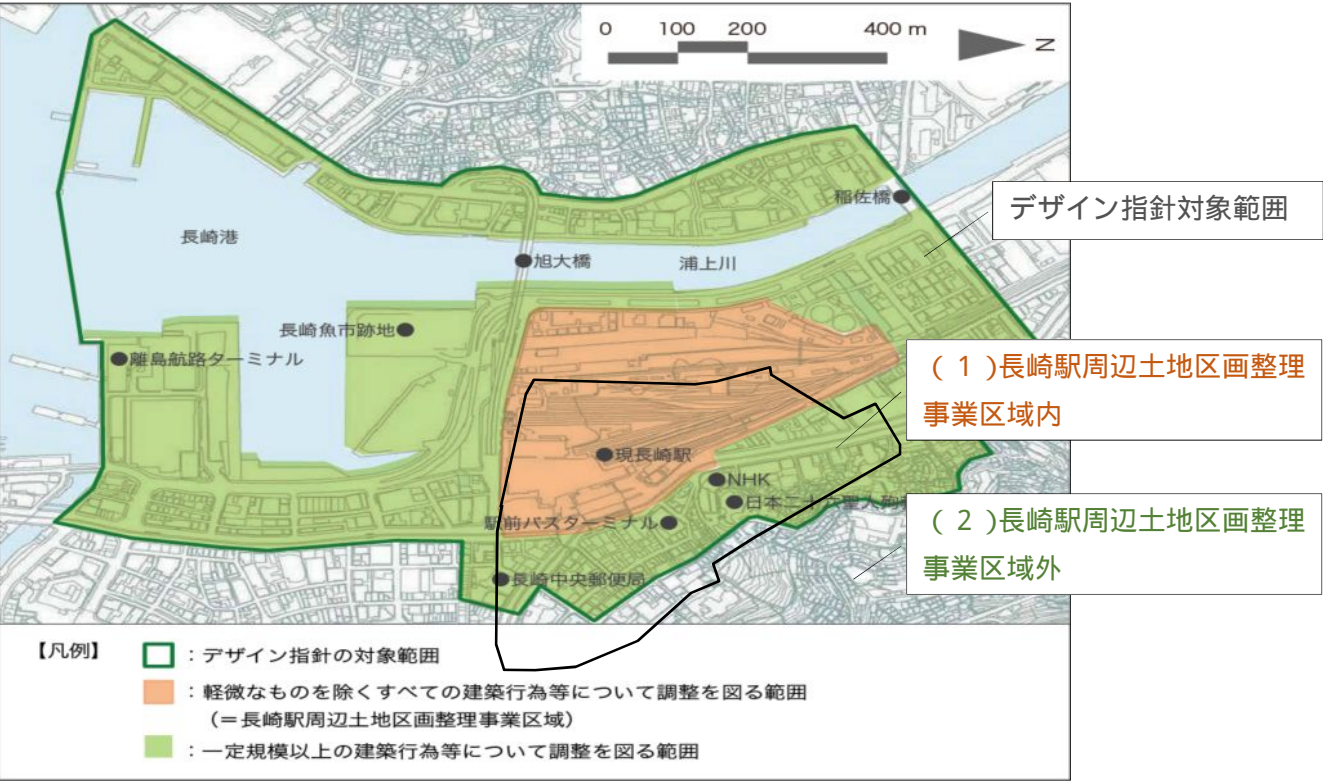


長崎駅周辺エリアデザイン指針の運用の方向性（案）について

1 調整合体制の判断基準



デザイン指針の調整合体制の判断基準（案）

	長崎駅周辺エリアデザイン調整会議に諮る案件	ながさきデザイン会議に諮る案件	適用除外となる案件
（橙の範囲） 区画整理区域内	・公共事業等（対象施設） ・次のいずれかのうち、座長が必要と認めるもの 敷地面積 500 m ² を超える建築行為等 T M線や歩行者専用道路に接する敷地における建築行為等	・調整会議に諮る案件に該当しないもの	・仮設建築物(仮設期間:1年) ・施行日（平成 27 年 4 月）までに設計が完了しているもの
（緑の範囲） 区画整理区域外	・公共事業等（対象施設） ・高さ 40mを超える建築行為等のうち、座長が必要と認めるもの	・次のいずれかの建築行為等のうち、調整会議に諮る案件に該当しないもの 高さ 20mを超えるもの 延べ面積 3,000 m ² を超えるもの	-
以上 以外	-	・高さ 40mを超える建築物の、建築、改築等	-

ただし、座長が必要と認めるものはこの限りではない
建築行為等とは、建築物及び工作物の新築、新設、増改築、外壁全面の 1/2 を超える意匠の変更等を指す。
土地区画整理事業区域内においては、屋外広告物についてもデザイン調整を行います。

2 運用の主な流れ

